

令和 3 年 8 月温帯低気圧による災害の 権限代行手続きについて

国土交通省 東北地方整備局 道路部

1. はじめに

令和 3 年 8 月 9 日からの、台風 9 号から変わった温帯低気圧の影響により、青森県下北地域では大雨による甚大な被害が発生しました。

10 日未明には、むつ市から風間浦村にかけての国道 279 号において、土砂崩れ・落石が発生し道路に被害をもたらしました。特に、むつ市大畑町では小赤川橋が落橋する事態も生じ、最大 800 人余の孤立が発生するなど、非常に大きな被害に見舞われました。

本稿では、道路法に基づく国による権限代行として実施した、応急組立橋を活用した小赤川橋の応急復旧とその手続きについてまとめました。

2. 当時の気象状況

東北北部を通過した温帯低気圧は、局地的に非常に激しい雨をもたらしました。8 月 10 日にはむつ市で土砂災害警戒情報、風間浦村で土砂災害警戒情報と洪水警報が発表されました。

降水量についても 8 月 9 日から 8 月 12 日にかけてむつ市・風間浦村等で 400 ミリ近くの大雨を記録しました。

<気象経過>

8 月 10 日 2:30 土砂災害警戒情報（むつ市）

3:10 土砂災害警戒情報（風間浦村）

3:25 洪水警報（風間浦村）

（青森気象台 HP より引用）

<降水量>

むつ市大畑中流 396mm

むつ市宇曾利山湖 414mm

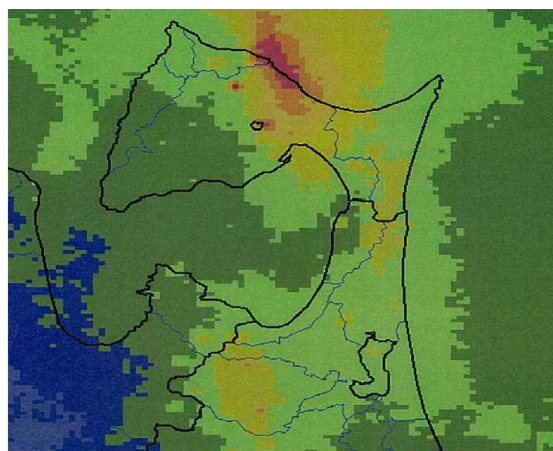
風間浦村下風呂 394mm

七戸町上北鉾山 237mm

七戸町山屋 271mm

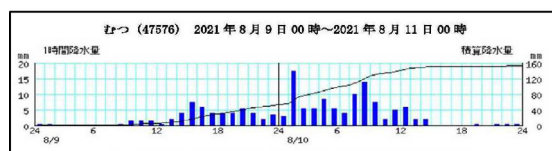
（8 月 9 日 0 時から 12 日 14 時まで）

（青森県 HP より引用）

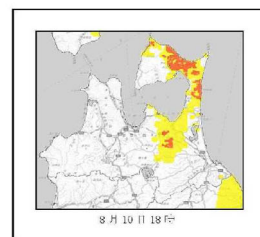


（解析雨量 8月9日0時～8月10日14時）

（青森県HPより引用）



降水量の時系列図



（土砂キキクル）

（青森地方気象台HPより引用）

3. 道路の被災状況

大雨により、むつ市・風間浦村をはじめとした地域は大きな被害を受けました。道路の被災としては、国道 279 号において小赤川橋が落橋した他、土砂崩れ・落石等で通行止めとなる箇所が複数発生しました。



(R279小赤川橋 被災状況)



(風間浦村 被災状況調査)



(小赤川橋 位置図)

4. TEC-FORCE の活動状況

以上のような被災を受けて、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）が8月11日から被災地へ派遣されました。道路班は主に応急復旧に伴う道路啓開のための調査、市道・橋梁の復旧に係る技術的支援等を行った他、落橋箇所の被災状況調査及び報告を行いました。



(TEC-FORCE 出発式)



(小赤川橋 現況調査)



(小赤川橋 被災状況)



(調査結果 報告)

5. 権限代行の経緯及び手続き

令和3年8月12日、青森県知事から国土交通大臣へ小赤川橋の国の支援による仮橋設置について要望がありました。これを受け、小赤川橋の仮橋設置を国の権限代行による災害復旧として、東北地方整備局が実施することとなりました。

道路法第27条第1項の権限代行とは、国土交通大臣が本来道路管理者に代わって指定区間外の一般国道における新設・改築及び災害復旧に関する工事の権限を代行することです。

また権限代行の中でも災害復旧については、道路法第13条第3項において規定されており、指定区間外国道について高度の技術力・機械力を要する場合、又は都道府県の区域の境界に係る場合については、国土交通大臣による災害復旧の権限代行ができるように定められています。

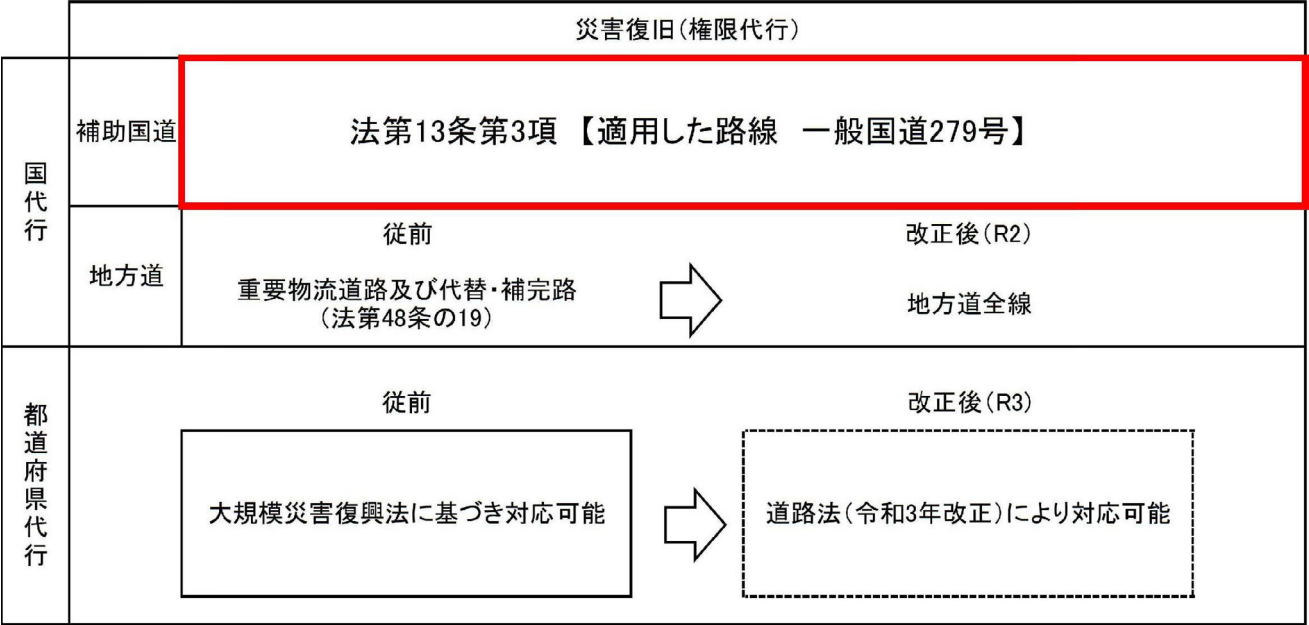
今回の豪雨災害では、青森県からの要望を受けて、国による災害復旧の権限代行を行いました。

【道路法第27条第1項】

国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

【道路法第13条第3項】

国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。



権限代行にあたっては、道路法施行令第2条において、路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示することとされており、この告示により道路法第27条に基づく道路管理者の権限が行使できるようになります。本災害においても仮橋設置を施工するため、8月16日付け工事開始告示を行いました。

【道路法施行令第2条】

国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。

三 法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事

【当時のスケジュール】

8/10 災害発生（小赤川橋落橋）
8/11 TEC-FORCE 派遣開始
8/12 青森県知事による仮橋設置の要望書提出
8/13 記者発表で国による権限代行の発表
青森県へ工事施行通知（法第13条第3項）
8/16 工事開始告示（号外）

6. 国の権限代行による災害復旧

道路法に基づく国による権限代行として、仮橋設置による小赤川橋の応急復旧を実施しました。

仮橋設置には、東北地方整備局の保有する、車道幅員6.5m（2車線）の応急組立橋を使用しました。これは東日本大震災の経験から、人命救助・救助物資輸送などのためのより迅速な運搬や架設の必要性を再認識し、平成24年度に製作した物です。

軽量化や、部材数の削減及び共通化を行うことで、以前までの応急組立橋と比べて迅速に架設できる仮橋となっています。

TEC-FORCE の調査により、応急組立橋が設置可能であることがわかったため、8月14日より24時間体制による応急組立橋の架設工事に着手しました。その結果、8月17日には仮橋設置が完了しました。

仮橋を設置したことで、緊急車両が通行可能となり、9月2日には一般車両の通行も可能となりました。



（応急組立橋）



（応急組立橋 運搬）



（応急組立橋 架設）



（仮橋開通）



(仮橋設置により緊急車両通行可能)

令和3年9月19日には、青森県知事から国土交通大臣へ小赤川橋の早期復旧に向けた国の支援等について要望がありました。

これを受け、9月28日には本復旧についても国による権限代行を行うことを決定しており、被災地の復旧・復興を迅速に進めております。



(9月19日 青森県知事より要望書提出)

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【四野陸要「国土交通省」】

Press Release

令和3年9月28日
東北地方整備局

**国道279号小赤川橋の本復旧工事について
国の権限代行により着手します。**

1. 概要

- 青森県むつ市の国道279号小赤川橋については、令和3年8月6日からの大雨により落橋し、通行止めとなったことから、青森県からの要請を受け、8月17日までに国が仮橋を設置したところです。
- しかし、いまだ片側交互通行を余儀なくされており、地域住民の通勤・通学などの生活交通や物流交通にご不便をおかけしている状況です。
- こうした地域の実情や青森県からの早期の復旧が必要である旨の要請を踏まえ、小赤川橋については、本復旧工事についても、国が技術力を活かしながら災害復旧事業を権限代行によって実施することといたしました。
- 今後、青森県やむつ市と連携し、今回の被災原因の調査や新たな迂回路の検討などに着手し、小赤川橋の早期本復旧を目指します。

2. 添付資料

・小赤川橋災害復旧（直轄権限代行）位置図、参考

【記者発表先】

青森県記者会、むつ市記者会、宮城県記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

＜問い合わせ＞

東北地方整備局 道路部 道路計画第一課長 相 宏樹
代表電話：022-225-2171（内線4211） FAX 022-261-3170

(9月28日 記者発表)

7. 最後に

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化しており、東北地方においても、異常気象による風水害が相次いで発生している状況です。直近では、令和元年東日本台風により被災した指定区間外国道の災害復旧を国の権限代行により実施しており、本復旧工事など地域とともに全力で取り組んでおります。

今般の道路法改正では、近年の災害の教訓を踏まえた道路の防災機能の強化を目的とした制度や、道路の安全と効果的な利用のための新しい仕組みが創設されております。東北地方整備局としても、安全・安心に資する取り組みをはじめとして、地域の発展に寄与するよう、引き続き、尽力してまいります。